

東京郡公報

発行

東京都

目次

告
示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）……………三
- 保安林の指定解除…（産業労働局農林水産部森林課）……………四
- 告 示（選）
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………四
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………五
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………五
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………五

公
告

- 当せん金付証票の発売委託（財務局主計部公債課）………七
- 土地区画整理組合の理事の失職……………七
- ………（都市整備局市街地整備部区画整理課）………七
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………（東京都収用委員会）………七

報 雜

- 当せん金付証票の発売委託（二件）……………
……………（全国自治宝くじ事務協議会）……………

告
示

- 東京都告示第千二十六号

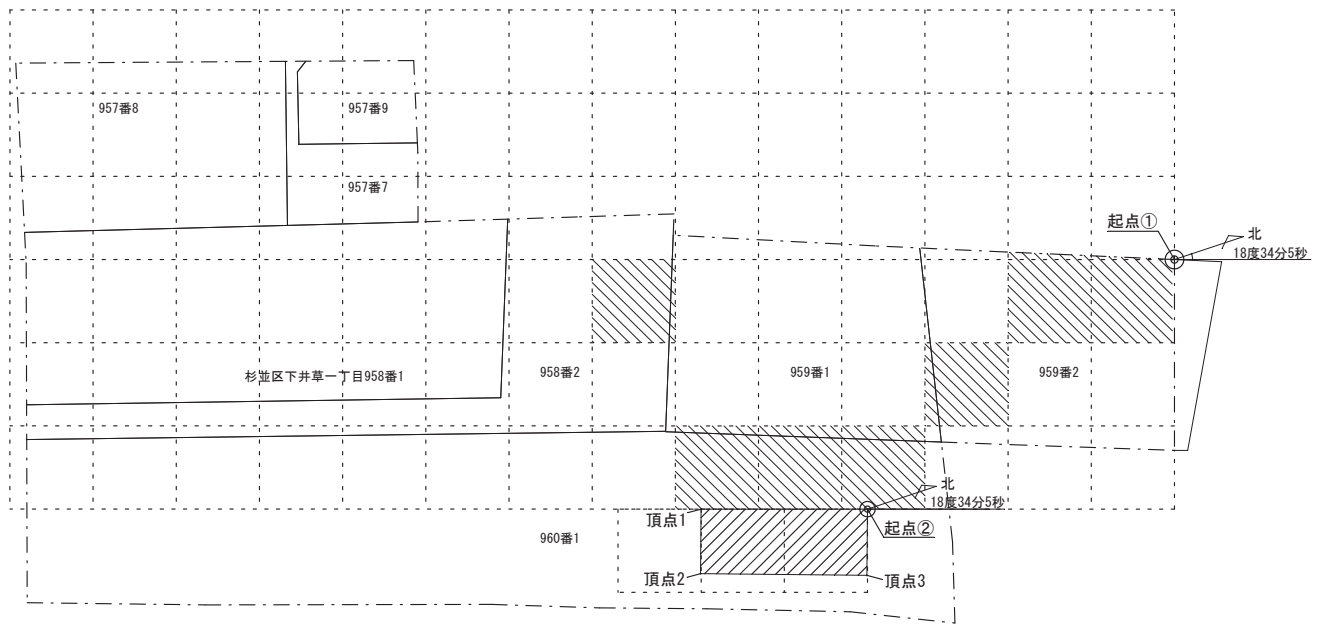
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質變更時要届出区域 別図のとおり（杉並区下井草一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- - - - : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第577号により指定した区域)
- ▧ : 形質変更時要届出区域
(この告示で指定する区域)
- : 調査対象地

【起点】

起点①は、座標 (X=-31513.640, Y=-18050.357) とする。
起点②は、座標 (X=-31557.866, Y=-18034.545) とする。

【座標データ】

頂点	X座標	Y座標
1	-31577.131	-18040.035
2	-31579.675	-18032.700
3	-31576.762	-18041.099

※起点及び頂点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（18度34分5秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしない
べならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月七日

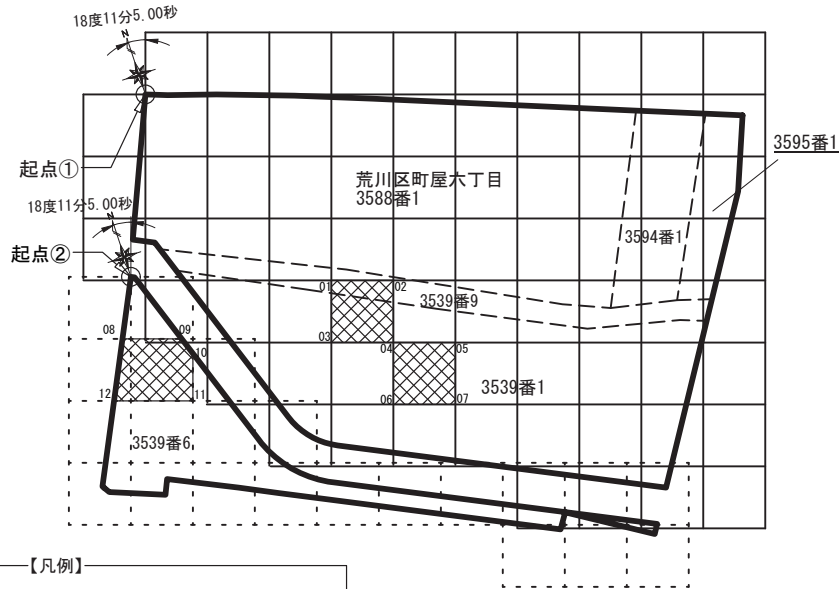
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区町屋六
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- 単位区画（起点①）
- - - 単位区画（起点②）
- - - 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点①は、X座標：-27437.368、Y座標：-4264.663とする。
起点②は、荒川区町屋六丁目3539番6の最北端とする。

【格子の回転角度（18度11分5.00秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

座標一覧表

点 名	X 座 標	Y 座 標
起点①	-27437.368	-4264.663
起点②	-27464.593	-4276.082
01	-27475.238	-4245.534
02	-27478.361	-4236.034
03	-27484.737	-4248.658
04	-27487.861	-4239.158
05	-27490.984	-4229.658
06	-27497.360	-4242.281
07	-27500.484	-4232.782
08	-27473.670	-4280.492
09	-27476.651	-4271.425
10	-27479.463	-4270.444
11	-27486.716	-4272.829
12	-27482.746	-4284.903

※表中の座標値は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第千二十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千五百十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

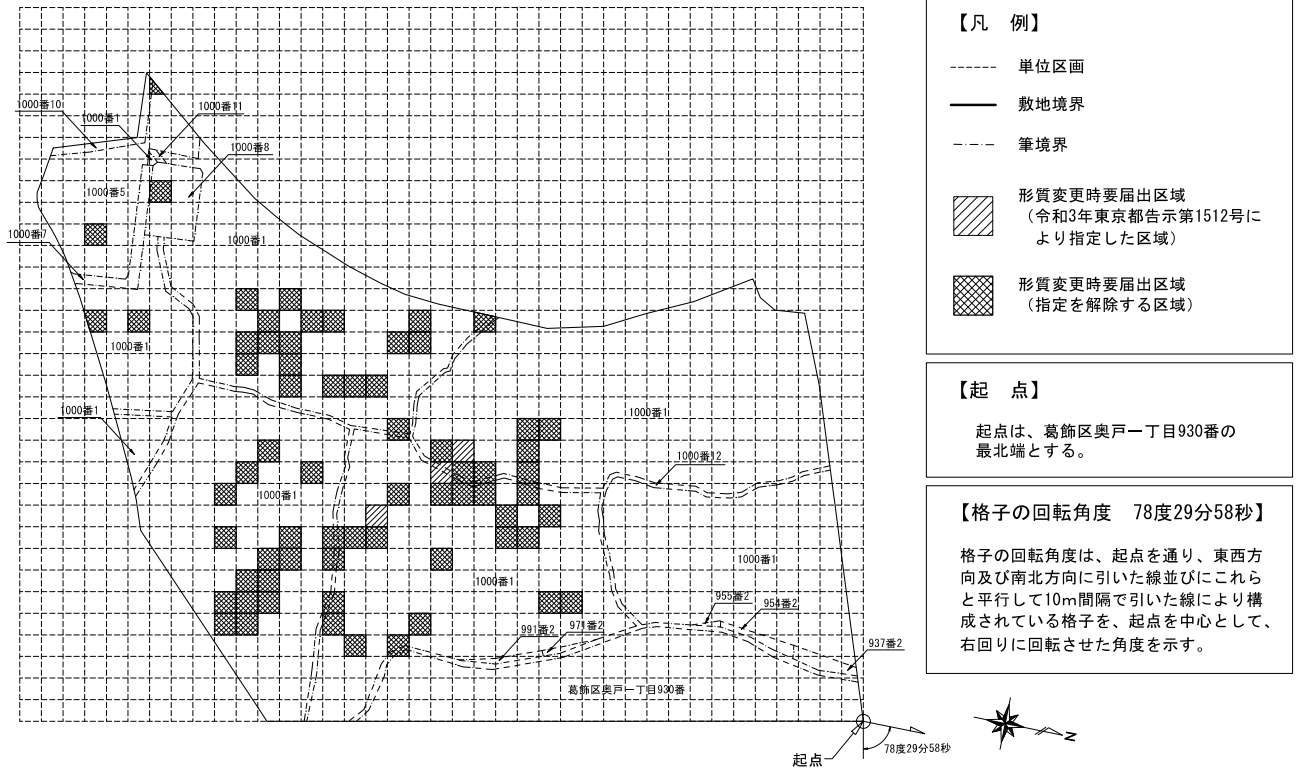
一 指定を解除する区域 別図のとおり（葛飾区奥戸一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 解除に係る保安林の所在場所

大島町野増字ツワイ八〇〇番一・同番三〇・同番三一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百三十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年十月七日

東京都選挙管理委員会

施設の名 称 所 在 地 グランダム白式番館 豊島区西池袋二丁目六番二十号 芦花翠風邸 世田谷区南烏山二丁目十番十七号			●東京都選挙管理委員会告示第百三十六号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条 第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり である。 令和六年十月七日 東京都選挙管理委員会 一三三、〇九八		
●東京都選挙管理委員会告示第百三十七号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条 第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地 方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法 律第百六十二号）第八条第一項の規定による東京都におけ る選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八 分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数 と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、 次のとおりである。 令和六年十月七日 東京都選挙管理委員会 一、五四四、三六〇			地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第 一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙 権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を 超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に 六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た 数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に あつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数 と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を 乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。 令和六年十月七日 東京都選挙管理委員会		
選挙区名 数			千代田区選挙区 18,378 中央区選挙区 48,696 港区選挙区 69,323 新宿区選挙区 91,678 文京区選挙区 62,297 台東区選挙区 58,796 墨田区選挙区 80,007 江東区選挙区 138,662 品川区選挙区 114,344 目黒区選挙区 78,599 大田区選挙区 170,631 世田谷区選挙区 195,793 渋谷区選挙区 64,637 中野区選挙区 95,072 杉並区選挙区 148,053 豊島区選挙区 77,168		
北区選挙区 97,278 荒川区選挙区 57,628 板橋区選挙区 146,152 練馬区選挙区 170,348 足立区選挙区 162,157 葛飾区選挙区 128,091 江川区選挙区 159,652 八王子市選挙区 145,585 立川市選挙区 51,915 武蔵野市選挙区 41,475 三鷹市選挙区 52,933 青梅市選挙区 37,108 府中市選挙区 72,433 昭島市選挙区 31,790 町田市選挙区 120,586 小金井市選挙区 34,559 小平市選挙区 53,950 日野市選挙区 52,459 西東京市選挙区 57,240 西多摩選挙区 68,198 南多摩選挙区 67,512 北多摩第一選挙区 85,747 北多摩第二選挙区 57,370 北多摩第三選挙区 90,104 北多摩第四選挙区 53,582 島部選挙区 6,627			公告		

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和六年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

第二千六百十回東京都宝くじ

一 名称	発売総額及び枚数	二億円 二百万枚
二 証券金額	一枚百円	
三 発売期間	令和七年一月八日から同月二十八日まで	
四 当せん金の総額	発売総額に対して八千四百九十万円	
五 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
六 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千三百六十九万五千九百九十円	
七 その他発売経費	発売総額に対して千八百九十六万円	
八 受託申請期限	令和六年十月二十一日	
九 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
一 名称	発売総額及び枚数	第二千六百十一回東京都宝くじ 十二億円 六百万枚
二 証券金額	一枚二百円	
三 発売期間	令和七年一月八日から同年二月六日まで	
四 当せん金の総額	発売総額に対して五億四千七百九十十万円	

委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して七千七百九十五万五千七百九十円

その他発売経費
発売総額に対して一億七百四十万円

受託申請期限
令和六年十月二十一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称	発売総額及び枚数	第二千六百十二回東京都宝くじ 二億円 百万枚
二 証券金額	一枚二百円	
三 発売期間	令和七年一月十五日から同年二月四日まで	
四 当せん金の総額	発売総額に対して九千五百万円	
五 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
六 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千二十五万三千二百円	
七 その他発売経費	発売総額に対して千七十万円	
八 受託申請期限	令和六年十月二十一日	
九 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
一 名称	発売総額及び枚数	第二千六百十三回東京都宝くじ 二億円 百万枚
二 証券金額	一枚二百円	
三 発売期間	令和七年二月五日から同年三月四日まで	
四 当せん金の総額	発売総額に対して九千五百万円	

委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して千九百八十二万二千円

その他発売経費
発売総額に対して千五十万円

受託申請期限
令和六年十月二十一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称	発売総額及び枚数	第二千六百十四回東京都宝くじ 二億円 二百万枚
二 証券金額	一枚百円	
三 発売期間	令和七年二月十九日から同年三月十一日まで	
四 当せん金の総額	発売総額に対して八千四百九十万円	
五 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
六 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千三百六十九万五千九百九十円	
七 その他発売経費	発売総額に対して千八百九十六万円	
八 受託申請期限	令和六年十月二十一日	
九 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
一 名称	発売総額及び枚数	第二千六百十五回東京都宝くじ 七億円 三百五十万枚
二 証券金額	一枚二百円	
三 発売期間	令和七年三月十一日から同年三十一日まで	
四 当せん金の総額	発売総額に対して五億四千七百九十十万円	

五	当せん金の総額	発売総額に対して三億一千二百四十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して四千五百四十四万四千七百四十円
八	その他発売経費	発売総額に対して六千二百六十五万円
九	受託申請期限	令和六年十月二十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二千六百十六回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	二億円 二百万枚
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和七年三月十二日から同月二十五日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して九千九十九万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千三百六十七万三千九百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して千八百九十六万円
九	受託申請期限	令和六年十月二十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

土地区画整理組合の理事の失職について
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により日野市川辺堀之内土地区画整理組

合理事長阿川常男から次に掲げる者が令和六年八月八日付けて理事を失職した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。	
令和六年十月七日	
東京都知事 小 池 百合子	
氏 名	住 所
山田 重雄	日野市大字川辺堀之内二百四十二番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和6年10月7日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路環状第4号線及び幹線街路放射第19号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和6年9月26日

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都港区高輪三丁目	466番49	宅地	㎡ 221.48	㎡ 221.99	㎡ 221.99	株式会社石松組	東京都港区高輪三丁目25番35号				

雑報

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和六年十月七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第千三十六回全国自治宝くじ
二 発売総額及び枚数 二十二億五千万円 七百五十万枚
三 証券金額 一枚三百円
四 発売期間 令和七年一月八日から同年二月六日まで
五 当せん金の総額 発売総額に対して十億三千五百万円
六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して一億八千五百八十四万九千四百円
八 その他発売経費 発売総額に対して一億八千二百四十七万五千円
九 受託申請期限 令和六年十月二十一日
十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

- 一 名称 第千三十七回全国自治宝くじ
二 発売総額及び枚数 九億円 四百五十万枚
三 証券金額 一枚二百円
四 発売期間 令和七年一月十五日から同年二月二十八日まで
五 当せん金の総額 発売総額に対して四億二千七百五十万円
六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して八千九百五十三万五千六百円
八 その他発売経費 発売総額に対して五千四十万円
九 受託申請期限 令和六年十月二十一日
十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 一 名称 第千三十八回全国自治宝くじ
二 発売総額及び枚数 十億円 五百万枚
三 証券金額 一枚二百円
四 発売期間 令和七年一月二十二日から同年二月六日まで
五 当せん金の総額 発売総額に対して四億七千五百万円

- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して九千九百五十七万七千五百円
八 その他発売経費 発売総額に対して五千六百万円
九 受託申請期限 令和六年十月二十一日
十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

- 一 名称 第千三十九回全国自治宝くじ
二 発売総額及び枚数 十一億円 千万枚
三 証券金額 一枚百円
四 発売期間 令和七年一月二十九日から同年二月十八日まで
五 当せん金の総額 発売総額に対して四億六千六百七十万円
六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して七千五百三十四万四千七百七十円
八 その他発売経費 発売総額に対して一億五百二十七万円
九 受託申請期限 令和六年十月二十一日
十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

- 一 名称 第千四十回全国自治宝くじ
二 発売総額及び枚数 九億円 四百五十万枚
三 証券金額 一枚二百円
四 発売期間 令和七年二月五日から同年八月十八日まで
五 当せん金の総額 発売総額に対して四億二千七百五十万円
六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して九千百三十三万九千四百円
八 その他発売経費 発売総額に対して五千四十万円
九 受託申請期限 令和六年十月二十一日
十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 一 名称 第千四十三回全国自治宝くじ
二 発売総額及び枚数 十五億円 七百五十万枚
三 証券金額 一枚二百円
四 発売期間 令和七年二月十九日から同年三月十一日まで
五 当せん金の総額 発売総額に対して七億一千二百五十万円

六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務		
	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億五千二百二十二万九千円	
	八	その他発売経費	発売総額に対して八千四百万円	
	九	受託申請期限	令和六年十月二十一日	
	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
	五	一	名称	第千四十四回全国自治宝くじ
		二	発売総額及び枚数	十一億円 五百五十万枚
		三	証券金額	一枚二百円
		四	発売期間	令和七年三月五日から同月十八日まで
		五	当せん金の総額	発売総額に対して五億二千二百五十万円
六		委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七		売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億九百四十三万二千四百円	
八		その他発売経費	発売総額に対して六千六百十万円	
九		受託申請期限	令和六年十月二十一日	
十		その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
四	一	名称	第千四十五回全国自治宝くじ	
	二	発売総額及び枚数	十六億五千万円 五百五十万枚	
	三	証券金額	一枚三百円	
	四	発売期間	令和七年三月十一日から同月三十一日まで	
	五	当せん金の総額	発売総額に対して七億五千九百万円	
	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億三千五百二万九千九百五十円	
	八	その他発売経費	発売総額に対して一億三千三百八十一万五千円	
	九	受託申請期限	令和六年十月二十一日	
	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
三	一	名称	第千四十六回全国自治宝くじ	
	二	発売総額及び枚数	九億円 四百五十万枚	
	三	証券金額	一枚二百円	
	四	発売期間	令和七年三月十一日から同月二十五日まで	
	五	当せん金の総額	発売総額に対して四億二千七百五十万円	
	二	一	名称	第千四十七回全国自治宝くじ
		二	発売総額及び枚数	八億円 八百万枚
		三	証券金額	一枚百円
		四	発売期間	令和七年三月十二日から同月三十一日まで
		五	当せん金の総額	発売総額に対して三億八千四百万円
六		委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七		売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して八千七百十七万二千八百円	
八		その他発売経費	発売総額に対して八千四百九十六万円	
九		受託申請期限	令和六年十月二十一日	
十		その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
一	一	名称	第千四十八回全国自治宝くじ	
	二	発売総額及び枚数	八億円 四百万枚	
	三	証券金額	一枚二百円	
	四	発売期間	令和七年三月十九日から同月三十一日まで	
	五	当せん金の総額	発売総額に対して三億八千万円	
	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して七千九百五十八万七千二百円	
	八	その他発売経費	発売総額に対して四千四百八十万円	
	九	受託申請期限	令和六年十月二十一日	
	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
れた日までに申請してください。
令和六年十月七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百三十回インターネット専用全国自治宝くじ
（クイックワン）

二 発売総額及び枚数
七億五千万円 百五十万枚

三 証票金額
発売期間
当せん金の総額
（二億五千万円を一単位（一ユニット）として
三単位（三ユニット）。ただし、発売状況によ
り、原則発売総額の百五十パーセントを上限と
してユニット単位で増額する場合がある。）
一枚五百円

四 証票金額
発売期間
当せん金の総額
令和七年一月一日から同月三十一日まで
発売総額に対して三億三千七百五十万円。た
だし、発売状況等により増減する場合がある。

五 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務

六 当せん金支払手数料
発売総額に対して九十万二千八百五十三円。た
だし、発売状況等により増減する場合がある。

七 その他発売経費
発売総額に対して一億四百四十七万五千円。た
だし、発売状況等により増減する場合がある。

八 受託申請期限
令和六年十月二十一日
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

九 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

十 名称
第百三十一回インターネット専用全国自治宝く
じ（クイックワン）

一 名称
第百三十一回インターネット専用全国自治宝く
じ（クイックワン）

二 発売総額及び枚数
六億円 二百万枚
（三億円を一単位（一ユニット）として二単位
（二ユニット）。ただし、発売状況により、原
則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
ニット単位で増額する場合がある。）
一枚三百円

三 証票金額
令和七年一月一日から同月三十一日まで
発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

四 証票金額
令和七年一月一日から同月三十一日まで
発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

五 証票金額
令和七年一月一日から同月三十一日まで
発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務

七 当せん金支払手数料
発売総額に対して百二十万一千六百八十八円。
ただし、発売状況等により増減する場合がある。

八 その他発売経費
発売総額に対して九千百六十二万円。ただし、
発売状況等により増減する場合がある。

九 受託申請期限
令和六年十月二十一日
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

一 名称
第百三十二回インターネット専用全国自治宝く
じ（クイックワン）

二 発売総額及び枚数
四億円 二百万枚
（一億円を一単位（一ユニット）として四単位
（四ユニット）。ただし、発売状況により、原
則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
ニット単位で増額する場合がある。）
一枚二百円

三 証票金額
令和七年一月一日から同月三十一日まで
発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売
状況等により増減する場合がある。

四 証票金額
令和七年一月一日から同月三十一日まで
発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売
状況等により増減する場合がある。

五 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務

六 当せん金支払手数料
発売総額に対して百七万七千五百十六円。た
だし、発売状況等により増減する場合がある。

七 その他発売経費
発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、
発売状況等により増減する場合がある。

八 受託申請期限
令和六年十月二十一日
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

九 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

十 名称
第百三十三回インターネット専用全国自治宝く
じ（クイックワン）

一 名称
第百三十三回インターネット専用全国自治宝く
じ（クイックワン）

二 発売総額及び枚数
四億円 二百万枚
（一億円を一単位（一ユニット）として四単位
（四ユニット）。ただし、発売状況により、原
則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
ニット単位で増額する場合がある。）
一枚二百円

三 証票金額
一枚二百円

三 証票金額
一枚二百円

四	発売期間	令和七年一月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売 状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して百六万九千五百六十九円。た だし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和六年十月二十一日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
十	その他	
一	名称	第百三十四回インターネット専用全国自治宝く じ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 (五千万円を一単位(一ユニット)として六単 位(六ユニット))。ただし、発売状況により、 原則発売総額の百五十パーセントを上限として ユニット単位で増額する場合がある。)
三	証票金額	一枚百円
四	発売期間	令和七年一月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百一十一万二千三百三十円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和六年十月二十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
一	名称	第百三十五回インターネット専用全国自治宝く じ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 二百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位 (二ユニット))。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。)

三	証票金額	ユニット単位で増額する場合がある。)
四	発売期間	一枚三百円
五	当せん金の総額	令和七年二月一日から同月二十八日まで 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売 状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百二十万一千六百八十八円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して九千百六十二万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和六年十月二十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
一	名称	第百三十六回インターネット専用全国自治宝く じ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 二百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位 (二ユニット))。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。)
三	証票金額	一枚三百円
四	発売期間	令和七年二月一日から同月二十八日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売 状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して九千百六十二万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和六年十月二十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
一	名称	第百三十七回インターネット専用全国自治宝く じ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位

[illegible]

一 名称 二 発売総額及び枚数 三 証券金額 発売期間 当せん金の総額 委託対象事務の範囲 当せん金支払手数料 その他発売経費 受託申請期限 その他	一 名称 二 発売総額及び枚数 三 証券金額 発売期間 当せん金の総額 委託対象事務の範囲 当せん金支払手数料 その他発売経費 受託申請期限 その他	第百四十一回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 六億円 二百万枚 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円 令和七年三月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して九千百六十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和六年十月二十一日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	一 名称 二 発売総額及び枚数 三 証券金額 発売期間 当せん金の総額 委託対象事務の範囲 当せん金支払手数料 その他発売経費 受託申請期限 その他	第百四十二回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 四億円 二百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円 令和七年三月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百十万二千二百四十四円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和六年十月二十一日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
	一 名称 二 発売総額及び枚数 三 証券金額 発売期間 当せん金の総額 委託対象事務の範囲 当せん金支払手数料 その他発売経費 受託申請期限 その他	第百四十三回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 四億円 二百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円 令和七年三月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して二百一十一万二千三百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。	一 名称 二 発売総額及び枚数 三 証券金額 発売期間 当せん金の総額 委託対象事務の範囲 当せん金支払手数料 その他発売経費 受託申請期限 その他	第百四十四回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 三億円 三百万枚 （五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚百円 令和七年三月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して二百一十一万二千三百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

十九
受託申請期限
その他

令和六年十月二十一日
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番二号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051